

**税関総署公告 2010 年第 21 号**  
**「重点固形スクラップ原料に関する分類積込,運搬管理の実施」**  
**2010 年 3 月 29 日**

輸入固形スクラップ原料の管理を強化するため、また、スクラップ原料輸入における密輸違法行為を厳罰するため、「中華人民共和国税関法」、「中華人民共和国固形スクラップ原料汚染防止及び環境保護法」などの法律規定に基づき、商務部、環境保護部、質検総局は廃金属、廃プラスチック、古紙（以下は略称“重点固形スクラップ原料”）に対する分類積載、運搬管理を実施することが決定した。規定事項は以下の通り：

- 一． 重点固形スクラップ原料は非重点固形スクラップ原料及び非固形スクラップ原料と同一コンテナ内に混載してはいけない。
- 二． コンテナで輸入する重点固形スクラップ原料は「重点固形スクラップ原料種類別表」の要求に従って、A - K 類の重点固形スクラップ原料を種類別に積載しなければならない。また必ず事前に積み荷に対し梱包、プレスなど簡単に処置をしなければならない、また、他の重点固形スクラップ原料が混入している場合、その重量は貨物総重量の 2% 以下であれば、混載と見なさない。
- 三． 一般製品の不良品、等級外品の輸入は一般製品として申告しなければならない、固形スクラップ原料として申告してはいけない。国家関連部門に認定され、税関の管理監督条件に満たしている輸入固形スクラップ原料の加工管理団地(以下略称団地)の中で、団地所管税関の許可を得たうえで、企業は団地内で前述した貨物に対して破壊性処理を実施したあと、固形スクラップ原料として申告することができる。
- 四． 特別な理由があって「重点固形スクラップ原料種類別表」の要求通りに分類積込、運搬していない、且つ国外で積替え運搬しないまま到着した貨物について、輸入業者は国外で貨物を積込する前、目的地税関に対して申請を提出しなければならない。所管税関から税関総署に報告し、許可が下りてから、税関の管理監督条件に満たしている港ヤード内、或は団地内において、種類別に選別分類作業を行ったあと、規定に従って申告しなければならない。
- 五． コンテナ積以外のバラ積み 2 種類または 2 種類以上の重点固形スクラップ原料の輸入については、国内に到着後、税関の管理監督条件に満たしている港ヤード内で種類別に分け、分類したあとの状態で、規定に従って申告しなければならない。
- 六． 団地所管税関から税関総署に報告して認定されれば、団地内の輸入業者は団地内で異なる種類入りの混載重点固形スクラップ原料に対して選別分類作業を行い、分類したあとの状態で、規定に従って申告することが許可できる。
- 七． 上記の規定条件に従わず輸入した重点固形スクラップ原料について、密輸行為や税関監督管理規定違反の疑いが無ければ、輸入業者は貨物返送手続き（受け入れ拒否）を申請することができる。
- 八． 本公告は 2010 年 6 月 1 日より実施する。

以上